

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月24日（平成29年（行個）諮問第56号）

答申日：平成29年5月17日（平成29年度（行個）答申第26号）

事件名：特定の照会に対し特定法務局が回答した本人に関する内容が記録されている口頭記録書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年度行政相談所のうち、特定年月日A、北海道管区行政評価局からの照会に対し、札幌法務局が回答した審査請求人に関する内容が記録されている口頭記録書」（以下「本件口頭記録書」という。）に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年2月14日付け札幌第37号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（なお、審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

##### （2）意見書

ア 札幌法務局庶務課長補佐及び総務係長は、「特定年月日Bに評価局から照会があったことを示す文書等の記録が法務局に存在しないため、・・・」と主張しているが、その理由について

（ア）評価局から照会がないので記録がない。

（イ）評価局から照会があったが記録をしなかった。

（ウ）評価局から照会があり記録をしたが文書を紛失、廃棄等のため記録がない。

（エ）その他の理由で、文書等の記録がない。

このうちどれかをご教示願いたい。

イ 札幌法務局では、評価局からの照会は全て「平成〇年度行政相談所

綴」に保存している。

ウ 総務省の主張は、相談対応票、メールの両方とも正しい。

エ 平成28年（行個）諮問第52号では相談対応票が正しいと答申が出ている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分

審査請求人が、処分庁に対し、法28条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の保有個人情報訂正請求を行ったところ、処分庁は、平成29年2月14日付け札幌第37号により不訂正とする原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張

原処分を取り消し、本件対象保有個人情報を、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正することを求める。

#### 3 訂正の要否について

本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員との間の発言内容を札幌法務局職員が記載した記録書に記載された情報のうち、①審査請求人からの照会の内容について、北海道管区行政評価局職員が行った発言内容を記載した部分、②①の審査請求人からの照会を受けた北海道管区行政評価局職員からの照会に対し、札幌法務局職員が行った発言内容を記載した部分である。

札幌法務局において、本件対応を行った職員に確認した結果、上記①及び②の発言が実際にあったことが認められ、この認定を左右するに足る証拠はない。

また、上記②は、「特定年月日Bに北海道管区行政評価局から照会を受け、説明をしたか否か」について、北海道管区行政評価局から札幌法務局の見解を求められたことに対して、回答した内容を記載したものであるが、これは札幌法務局が行った「判断・評価」であると解され、訂正請求の対象である事実には該当しない。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年3月24日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月24日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同日         | 審議                |
| ⑤ | 同年5月15日    | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した、「特定年度行政相談所のうち、特定年月日A、北海道管区行政評価局からの照会に対

し、札幌法務局が回答した審査請求人に関する内容が記録されている口頭記録書」(本件口頭記録書)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)について、別紙に掲げる請求事項1ないし3の内容の訂正を求めるものである。

これに対し、処分庁は、開示した保有個人情報の内容が事実でないとはいえないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報(以下「本件対象訂正部分」という。)の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された本件口頭記録書は、審査請求人からの照会に関して北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員が行ったやり取りについて、札幌法務局職員が作成した口頭記録書であり、そのうち本件対象訂正部分は、本件口頭記録書のうち、①相手方(北海道管区行政評価局職員)の発言部分の一部(請求事項1)及び②聴取者(札幌法務局職員)の発言部分の一部(請求事項2及び3)であると認められる。

ウ 諮問庁は、(ア)札幌法務局において、本件対応を行った職員に確認した結果、上記イ①及び②の発言が実際にあったことが認められ、この認定を左右するに足る証拠はないとともに、(イ)上記イ②については、札幌法務局が行った「判断・評価」であると解され、訂正請求の対象である事実には該当しない旨も説明する。

そこで検討すると、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、上記イ①には、審査請求人からの照会の内容について、

北海道管区行政評価局職員が行った発言内容が、また、上記イ②には、①の審査請求人からの照会を受けた北海道管区行政評価局職員からの照会に対し、札幌法務局職員が回答した内容がそれぞれ記載されていると認められ、いずれも北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員との間で実際に行われたやり取りの内容を記録したものと認められる。

エ そうすると、諮問庁は上記ウ（イ）の説明もするものの、本件対象訂正部分は、いずれも法２７条１項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

### 3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法２９条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

#### （１）別紙の請求事項１について

##### ア 諮問庁の説明の要旨

北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員との間の発言内容を札幌法務局職員が記載した本件口頭記録書に記載された情報のうち、審査請求人からの照会の内容について、北海道管区行政評価局職員が行った発言内容を記載した部分であり、本件対応を行った職員に確認した結果、当該部分のおりの発言が実際にあったことが認められ、この認定を左右するに足る証拠はない。

##### イ 検討

（ア）請求事項１は、本件口頭記録書２頁の相手方（北海道管区行政評価局職員）の発言部分のうちの「評価局の相談対応票に記載されていることは正しいと考えているが」との記載を「評価局の相談対応票に記載されていることは虚偽だと考えているが」に訂正することを求めるものである。

そして、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、特定年月日Ａに、北海道管区行政評価局職員が札幌法務局職員に対して行った発言を同法務局職員が記録した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項 1 に関し、評価局特定職員からは「法令に規定がないため、申出人への通知は行っていない。」と回答を聞いており、相談対応票に記載されていることが虚偽だと思ったので札幌法務局に再度、問合せをすることとなったとして、上記(ア)のとおり訂正すべき旨主張するが、請求事項 1 に係る本件対象訂正部分に記載された内容が、特定年月日 A に、北海道管区行政評価局職員が札幌法務局職員に対して実際に行った発言の内容と異なると判断するに足る内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

## (2) 別紙の請求事項 2 について

### ア 諮問庁の説明の要旨

北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員との間の発言内容を札幌法務局職員が記載した本件口頭記録書に記載された情報のうち、審査請求人からの照会を受けた北海道管区行政評価局職員からの照会に対し、札幌法務局職員が行った発言内容を記載した部分であり、本件対応を行った職員に確認した結果、当該部分のとおり発言が実際にあったことが認められ、この認定を左右するに足る証拠はない。

### イ 検討

(ア) 請求事項 2 は、本件口頭記録書 3 頁の聴取者（札幌法務局職員）の発言部分のうちの「法務局総務係長は、特定年月日 B に評価局から照会があったことを示す文書等の記録が法務局に存在しないため、評価局からの照会を特定年月日 B に受けて、評価局に説明したかについては確認できない、」を「法務局総務係担当者は特定年月日 B に評価局から照会があり、同日、法令に規定がないため申出人への通知を行っていないと評価局に回答した、」に訂正することを求めるものである。

そして、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、特定年月日 A に、札幌法務局職員が北海道管区行政評価局職員に対して行った発言を札幌法務局職員が記録した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項 2 に関し、総務省行政相談業務室からのメールに札幌法務局民事行政部総務課総務係担当者の回答が記載さ

れているとして、上記（ア）のとおり訂正すべき旨主張するが、請求事項 2 に係る本件対象訂正部分に記載された内容が、特定年月日 A に、札幌法務局職員が北海道管区行政評価局職員に対して実際に行った発言の内容と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

（ウ）したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

### （3）別紙の請求事項 3 について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

北海道管区行政評価局職員と札幌法務局職員との間の発言内容を札幌法務局職員が記載した本件口頭記録書に記載された情報のうち、審査請求人からの照会を受けた北海道管区行政評価局職員からの照会に対し、札幌法務局職員が行った発言内容を記載した部分であり、本件対応を行った職員に確認した結果、当該部分のとおり発言が実際にあったことが認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

#### イ 検討

（ア）請求事項 3 は、本件口頭記録書 3 頁の聴取者（札幌法務局職員）の発言部分のうちの「当時の総務課長も、特定年月日 B に評価局から照会を受けて説明したか確認できないことについて同じ認識である」を「当時の総務課長は、特定年月日 B に評価局から、通報者からの処分の有無について照会することができるか否かを確認されたので、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答をした」に訂正することを求めるものである。

そして、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、特定年月日 A に、札幌法務局職員が北海道管区行政評価局職員に対して行った発言を札幌法務局職員が記録した部分であると認められる。

（イ）審査請求人は、請求事項 3 に関し、相談対応票に札幌法務局民事行政部総務課長（当時）の回答が記載されているとして、上記（ア）のとおり訂正すべき旨主張するが、請求事項 3 に係る本件対象訂正部分に記載された内容が、特定年月日 A に、札幌法務局職員が北海道管区行政評価局職員に対して実際に行った発言の内容と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問

庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

#### 請求事項1 2頁の「相）」の部分

##### ア 趣旨

「評価局の相談対応票に記載されていることは正しいと考えているが」を「評価局の相談対応票に記載されていることは虚偽だと考えているが」に訂正せよ。

##### イ 理由

評価局特定職員からは「法令に規定がないため、申出人への通知は行っていない。」と回答を聞いた。相談対応票に記載されていることが虚偽だと思ったので札幌法務局に再度、問合せをすることとなったから。

#### 請求事項2 3頁の「聴）」の部分

##### ア 趣旨

「法務局総務係長は、特定年月日Bに評価局から照会があったことを示す文書等の記録が法務局に存在しないため、評価局からの照会を特定年月日Bに受けて、評価局に説明したかについては確認できない、」を「法務局総務係担当者は特定年月日Bに評価局から照会があり、同日、法令に規定がないため申出人への通知を行っていないと評価局に回答した、」に訂正せよ。

##### イ 理由

総務省行政相談業務室からのメールに札幌法務局民事行政部総務課総務係担当者の回答が記載されているから。

#### 請求事項3 3頁の「聴）」の部分

##### ア 趣旨

「当時の総務課長も、特定年月日Bに評価局から照会を受けて説明したか確認できないことについて同じ認識である」を「当時の総務課長は、特定年月日Bに評価局から、通報者からの処分の有無について照会することができるか否かを確認されたので、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答をした」に訂正せよ。

##### イ 理由

相談対応票に札幌法務局民事行政部総務課長（当時）の回答が記載されているから。